

三重県では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、介護保険事業支援計画の策定と計画に基づく事業の実施を通じ、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。

つきましては、今後、策定を進める第10期三重県介護保険事業支援計画の参考とするため、高齢化社会の進展、介護、認知症に対する皆さんの考え方などについて、アンケートを実施します。

設問数は20問、回答に要する時間は約15分です。

なお、設問に回答される前に、「介護保険制度」の概要や、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができる仕組みである「地域包括ケアシステム」の概要をお目通しいただけますと幸いです。

[「介護保険制度」の概要](#)

[「地域包括ケアシステム」の概要](#)

次へ

0 50 100(%)

介護を受ける場所について

Q1

仮にあなたに介護が必要となった場合、どこで介護を受けたいですか。
あてはまるものを1つ選んでください。

- 1 ☐ 在宅介護サービス(自宅で生活しながら受ける介護サービス)などを利用しながら、できるかぎり自宅で介護を受けたい
- 2 ☐ 特別養護老人ホーム(常に介護を必要とする高齢者を介護する施設)や老人保健施設(病状安定期にあり、介護を中心とした医療ケアが必要な高齢者向けの施設)等といった介護保険施設に入所して介護を受けたい
- 3 ☐ 介護付き有料老人ホーム(入所してもらい、入浴・排泄・食事等の生活サービスを提供する施設)やサービス付き高齢者向け住宅(バリアフリー構造で生活サービスが提供される高齢者向けの住宅)などに住み替えて介護を受けたい
- 4 ☐ わからない
- 5 ☐ その他

次へ

0

50

100(%)

自宅で介護を受けたい理由について

Q2

Q1で「在宅介護サービスなどを利用しながら、できるかぎり自宅で介護を受けたい」とお答えいただいた方にお聞きします。

その理由について、主なものを2つまで選んでください。(2つまで)

- 1 ☐ 住み慣れた自宅で生活を続けたいから
- 2 ☐ 施設で他人の世話になるのは嫌だから
- 3 ☐ 他人との共同生活はしたくないから
- 4 ☐ 施設に入るだけの経済的余裕がないから
- 5 ☐ 施設では自由な生活ができないと思うから
- 6 ☐ 自宅でも十分な介護が受けられるから
- 7 ☐ 具体的にどんな施設があるかわからないから
- 8 ☐ 施設を利用することになんとか抵抗があるから
- 9 ☐ わからない
- 10 ☐ その他

次へ

0

50

100(%)

施設等を利用したい理由について

Q3

Q1で「特別養護老人ホームや老人保健施設等といった介護保険施設に入所して介護を受けたい」または「介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などに住み替えて介護を受けたい」とお答えいただいた方にお聞きします。

その理由について、主なものを2つまで選んでください。(2つまで)

- 1 ☐ 家族がいないから
- 2 ☐ 家族は仕事をしているなど、介護の時間が十分にとれないから
- 3 ☐ 家族は高齢や体が弱いなど、十分な介護ができないから
- 4 ☐ 家族に迷惑をかけたくないから
- 5 ☐ 専門的な介護が受けられるから
- 6 ☐ 緊急時の対応の面で安心だから
- 7 ☐ 現在の住まいで受けられる介護サービスが不十分だから
- 8 ☐ 介護のための部屋がない、入浴しにくいなど住宅の構造に問題があるから
- 9 ☐ わからない
- 10 ☐ その他

次へ

0

50

100(%)

介護を受けさせる場所について

Q4

仮にあなたのご家族に介護が必要となった場合、どこで介護を受けさせたいですか。
あてはまるものを1つ選んでください。

- ・在宅介護サービス:自宅生活しながら受ける介護サービス
- ・特別養護老人ホーム:常に介護を必要とする高齢者を介護する施設
- ・老人保健施設:病状安定期にあり、介護を中心とした医療ケアが必要な高齢者向けの施設
- ・介護付き有料老人ホーム:入所してもらい、入浴・排泄・食事等の生活サービスを提供する施設
- ・サービス付き高齢者向け住宅:バリアフリー構造で生活サービスが提供される高齢者向けの住宅

- 1 ☐ 在宅介護サービスなどを利用しながら、できるかぎり自宅で介護を受けさせたい
- 2 ☐ 特別養護老人ホームや老人保健施設等といった介護保険施設に入所して介護を受けさせたい
- 3 ☐ 介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などに住み替えて介護を受けさせたい
- 4 ☐ 家族はいない
- 5 ☐ わからない
- 6 ☐ その他

次へ

0 50 100(%)

給付と負担について

Q5

年金・医療・介護などの給付・サービス水準を現在のまま維持しようとする、今後更なる負担の増加が必要になると言われています。

このことについて、あなたの考えに最も近いものを1つ選んでください。

- 1 ☐ 社会保障の水準維持のためには、税金や保険料が今より高くなっても構わない
- 2 ☐ 社会保障の水準が低下しても、税金や保険料が今より高くないようにすべきだ
- 3 ☐ どちらともいえない
- 4 ☐ わからない
- 5 ☐ その他

次へ

0 50 100(%)

人生の最終段階における意思決定について

Q6

人生の最終段階の暮らし方と医療・ケアについて、本人が家族等と事前に繰り返し話し合うプロセスであるアドバンス・ケア・プランニング(ACP、別名:人生会議)をご存じですか。

あてはまるものを1つ選んでください。

- 1 ☐ よく知っている
- 2 ☐ 少し知っている
- 3 ☐ 聞いたことはあるがあまり知らない
- 4 ☐ 全く知らない

次へ

0 50 100(%)

人生の最終段階における意思決定とその意見交換の実施について

Q7

あなたは自分が亡くなる場所、亡くなる前にやりたいこと、治療方針などを考えて継続的に意思表示をしていますか(家族等周囲の方との意見交換、エンディングノートの作成・活用した意見交換など)。

あてはまるものを1つ選んでください。

- 1 ☐ 考えていて、継続的に家族等周囲の方へ意思表示をしている
- 2 ☐ 考えていて、家族等周囲の方へ意思表示したことがある
- 3 ☐ 考えているが、家族等周囲の方へ意思表示をしたことがない
- 4 ☐ 考えていない
- 5 ☐ その他

次へ

0 50 100(%)

介護の仕事に対するイメージについて

Q8

あなたは、介護の仕事に対してどのようなイメージを持っていますか。
あなたのイメージに近いものを2つまで選んでください。(2つまで)

- 1 ☐ 高齢化によりニーズが高く、今後伸びていく仕事である
- 2 ☐ 人の役に立つ、やりがいのある仕事である
- 3 ☐ 専門的な知識や技術を身につけられる仕事である
- 4 ☐ 体力的に大変な仕事である
- 5 ☐ 精神的に大変な仕事である
- 6 ☐ 仕事に見合った収入が得られない仕事である
- 7 ☐ 早朝・夜間の勤務など勤務時間が不規則な仕事である
- 8 ☐ わからない
- 9 ☐ その他

次へ

0

50

100(%)

働きたいと思う年齢上限について

Q9

高齢化が進展する中、労働力の不足が懸念されます。

あなたは何歳まで働きたいと思いますか。

あてはまるものを1つ選んでください。

- 1 ☐ 60歳未満
- 2 ☐ 60～65歳
- 3 ☐ 66～70歳
- 4 ☐ 71～75歳
- 5 ☐ 76～80歳
- 6 ☐ 81歳以上
- 7 ☐ わからない
- 8 ☐ その他

次へ

0

50

100(%)

地域の支え合いについて

Q10

これからの高齢社会を支えるため、地域で助け合う「互助」に期待が寄せられています。

あなたは、地域の中で助け合うための「地域貢献活動」をしたいと思いますか。

あてはまるものを1つ選んでください。

- 1 ☐ 現在、地域貢献活動をしている
- 2 ☐ きっかけがあれば地域貢献活動をしたい
- 3 ☐ 地域貢献をしたいが方法がわからない
- 4 ☐ 地域貢献をしたいが生活に余裕がない
- 5 ☐ 地域貢献にはあまり興味・関心がない
- 6 ☐ 地域貢献活動はしたくない
- 7 ☐ 有償ならやりたい
- 8 ☐ わからない
- 9 ☐ その他

次へ

0

50

100(%)

高齢社会のための施策について

Q11

高齢社会に対応していくため、日々の暮らしに関し、社会として最も重点を置くべき対策は何だと考えますか。

主なものを2つまで選んでください。(2つまで)

- 1 ☐ 必要な時に医療・介護サービスを利用できる体制の整備
- 2 ☐ 高齢者の方ができる限り健康でいられるように地域の健康づくりの推進
- 3 ☐ 低価格で入居できる賃貸住宅やバリアフリー化等高齢者が安心して入居できる高齢者向け住まいの整備
- 4 ☐ ボランティア等地域住民のちからを活用した生活支援サービス(見守り、安否確認、外出支援など日常生活を営む上でサポートが必要な高齢者等に提供されるサービス)の充実
- 5 ☐ 公共交通の整備をはじめとする高齢者の移動手段の確保
- 6 ☐ 働きたい高齢者が働くことができる就労機会の確保
- 7 ☐ 災害対策、交通安全対策、防犯など、安全・安心の確保
- 8 ☐ わからない
- 9 ☐ その他

次へ

0

50

100(%)

若年性認知症について

Q12

あなたは、65歳未満で発症する若年性認知症のことをご存じですか。
あてはまるものを1つ選んでください。

- 1 ☐ よく知っている
- 2 ☐ 少し知っている
- 3 ☐ 聞いたことはあるがあまり知らない
- 4 ☐ 全く知らない

次へ

0

50

100(%)

認知症に関する相談先について

Q13

あなたが、自身や家族等について認知症に関する不安を持ったとき、相談したいと考えるのは、誰(どこ)ですか。

あてはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

- 1 ☐ 家族・親族
- 2 ☐ 知人・友人
- 3 ☐ 民生委員
- 4 ☐ 医療機関
- 5 ☐ 地域包括支援センター
- 6 ☐ 社会福祉協議会
- 7 ☐ 市町役場の保健福祉窓口
- 8 ☐ 電話相談(三重県認知症コールセンター等)
- 9 ☐ わからない
- 10 ☐ その他

次へ

0

50

100(%)

「三重県認知症コールセンター」について

Q14

あなたは、認知症に関する悩みや相談を受ける「三重県認知症コールセンター」をご存じですか。

あてはまるものを1つ選んでください。

※三重県認知症コールセンター:

電話番号059-235-4165(よいろうご)

県ホームページアドレス

(<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/46923022904.htm>)

- 1 ☐ よく知っている
- 2 ☐ 少し知っている
- 3 ☐ 聞いたことはあるがあまり知らない
- 4 ☐ 全く知らない

次へ

0

50

100(%)

「認知症疾患医療センター」について

Q15

あなたは、認知症に対する専門医療等を行う「認知症疾患医療センター」という機関をご存じですか。

あてはまるものを1つ選んでください。

※認知症疾患医療センター:

県ホームページアドレス

(<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/46925022906.htm>)

- 1 ☐ 知っている
- 2 ☐ 少し知っている
- 3 ☐ 聞いたことはあるがあまり知らない
- 4 ☐ 全く知らない

次へ

0

50

100(%)

「認知症カフェ」について

Q16

市町・介護事業所・ボランティア等によって開催され、認知症の人やその家族、地域の人や介護等の専門職が集い、喫茶等をしながらの会話、相談や情報交換、仲間づくりを行うことのできる場である「認知症カフェ」をご存じですか。

あてはまるものを1つ選んでください。

- 1 ☐ よく知っている
- 2 ☐ 少し知っている
- 3 ☐ 聞いたことはあるがあまり知らない
- 4 ☐ 全く知らない

次へ

0 50 100(%)

認知症サポーターについて

Q17

「認知症サポーター」（認知症に関する講座を受講し、認知症について理解したうえで認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）についてご存じですか。

あてはまるものを1つ選んでください。

- 1 ☐ よく知っている
- 2 ☐ 少し知っている
- 3 ☐ 聞いたことはあるがあまり知らない
- 4 ☐ 全く知らない

次へ

0 50 100(%)

チームオレンジについて

Q18

「チームオレンジ」（認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組み）についてご存じですか。

あてはまるものを1つ選んでください。

- 1 ☐ よく知っている
- 2 ☐ 少し知っている
- 3 ☐ 聞いたことはあるがあまり知らない
- 4 ☐ 全く知らない

次へ

0 50 100(%)

認知症の本人に対するイメージについて

Q19

あなたは認知症に対してどのようなイメージを持っていますか。
あなたのイメージに最も近いものを1つ選んでください。

- 1 ☐ 認知症になっても、できないことを自ら工夫して補いながら、今まで暮らしてきた地域で、今までどおり自立的に生活できる
- 2 ☐ 認知症になっても、医療・介護などのサポートを利用しながら今まで暮らしてきた地域で生活していける
- 3 ☐ 認知症になると、身の回りのことができなくなり、介護施設に入ってサポートを利用することが必要となる
- 4 ☐ 認知症になると、暴言・暴力など周りの人に迷惑をかけてしまうので、今まで暮らしてきた地域で生活することが難しくなる
- 5 ☐ 認知症になると、症状が進行してゆき、何もできなくなってしまう
- 6 ☐ わからない
- 7 ☐ その他

次へ

0

50

100(%)

認知症施策について

Q20

社会として、最も重点を置くべき認知症施策について、重要だと思うものをすべて選んでください。(いくつでも)

- 1 ☐ 予防への取組
- 2 ☐ 早期発見への取組
- 3 ☐ 医療機関の整備
- 4 ☐ 医療機関と介護との連携の強化
- 5 ☐ 治療方法の開発
- 6 ☐ 施設やサービスの整備・充実
- 7 ☐ 介護職員への教育・研修
- 8 ☐ 正しい理解の普及
- 9 ☐ 相談支援体制の充実
- 10 ☐ 地域で支える取組
- 11 ☐ 若年性認知症患者への取組
- 12 ☐ その他

送信

0

50

100(%)

介護保険制度について

介護を社会で支え合い、老後の不安を軽減しましょう

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として2000年に創設されました。現在では、約690万人の方が要介護（要支援）認定を受け、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着しています。

介護保険への加入は40歳以上とし、40歳から64歳の方については、ご自身も加齢に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高くなることに加えて、ご自身の親が高齢となり介護が必要な状態になる可能性が高まる時期でもあります。老後の不安の原因である介護を社会全体で支えるためにも、40歳以上の方に保険料をご負担いただいています。

介護保険の加入者（被保険者）

介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられます。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。また第2号被保険者は、加齢に伴う疾病（特定疾病※）が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。

	65歳以上の方（第1号被保険者）	40歳から64歳の方（第2号被保険者）
対 象 者	65歳以上の方 	40歳以上65歳未満の健保組合、全国健康保険協会、国保などの医療保険加入者 (40歳になれば自動的に資格を取得し、65歳になると自動的に第1号被保険者に切り替わります) 
受給要件	・要介護状態 ・要支援状態	・要介護（要支援）状態が、加齢に起因する疾病（特定疾病※）による場合に限定
保険料の徴収方法	・市町村と特別区が徴収（原則、年金からの天引き） ・65歳になった月から徴収開始	・医療保険料と一体的に徴収（健康保険加入者は、原則、事業主が1/2を負担） ・40歳になった月から徴収開始

※ 特定疾病とは

1 がん（医師が一般に認められている知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）	9 脊柱管狭窄症
2 関節リウマチ	10 早老症
3 筋萎縮性側索硬化症	11 多系統萎縮症
4 後縦靱帯骨化症	12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
5 骨折を伴う骨粗鬆症	13 脳血管疾患
6 初老期における認知症	14 閉塞性動脈硬化症
7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病	15 慢性閉塞性肺疾患
8 脊髄小脳変性症	16 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

第2号被保険者の介護保険料

1. 健康保険に加入している方の第2号保険料

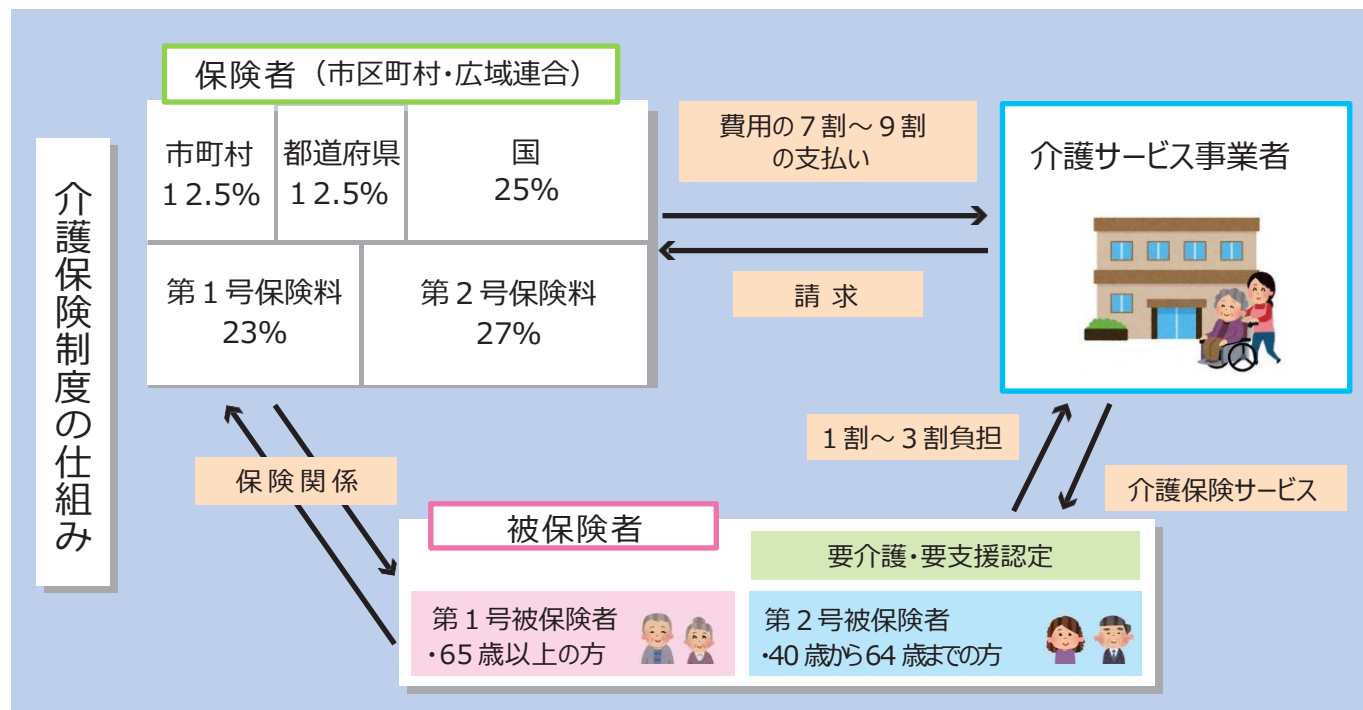
健康保険に加入する第2号被保険者が負担する介護保険料は、健康保険の保険料と一体的に徴収されます。なお、介護保険料は医療保険料と同様に、原則、被保険者と事業主で1/2ずつ負担します。

2. 国民健康保険に加入している方の第2号保険料

国民健康保険に加入している第2号被保険者が負担する介護保険料については、国民健康保険の保険料と一体的に徴収されます。

介護保険の運営主体（保険者）と財政

介護保険の保険者とは、市町村と特別区（広域連合を設置している場合は広域連合）になります。介護保険者は、介護サービス費用の7割～9割を給付するとともに、第1号被保険者の保険料を徴収し、介護保険財政を運営しています。財源は公費5割、保険料5割（現在、第1号保険料23%、第2号保険料27%）とされています。



ご利用できる主な介護サービスについて（詳しくは、お住まいの市区町村や地域包括支援センターにお問い合わせください）

自宅 で 利用 する サービス	訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスです。	宿泊するサービス	短期入所生活介護（ショートステイ）	施設などに短期間宿泊して、食事や入浴などの支援や、心身の機能を維持・向上するための機能訓練の支援などを行うサービスです。家族の介護負担軽減を図ることができます。
	訪問看護	自宅で療養生活が送れるよう、看護師等が清潔ケアや排せつケアなどの日常生活の援助や、医師の指示のもと必要な医療の提供を行うサービスです。	居住系サービス	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護サービスを利用できます。
	福祉用具貸与	日常生活や介護に役立つ福祉用具（車いす、ベッドなど）のレンタルができるサービスです。	施設系サービス	特別養護老人ホーム	常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護を一体的に提供します。（※原則要介護3以上の方が対象）
				介護老人保健施設	自宅で生活を営むことができるようにするための支援が必要な方が入所します。看護・介護・リハビリテーションなどの必要な医療や日常生活上の世話を提供します。
日帰り で 施設等 を利用 する サービス	通所介護（デイサービス）	食事や入浴などの支援や、心身の機能を維持・向上するための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。	小規模多機能型居宅介護		利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせる日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。
	通所リハビリテーション（デイケア）	施設や病院などにおいて、日常生活の自立を助けるために理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などがリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供するサービスです。訪問介護員だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。

介護サービスの利用のしかた

ご自身やご家族に介護が必要になった場合、介護サービスを利用するには要介護（要支援）認定を受ける必要があります。具体的な手続きの流れは以下のようになります。

① 申請する

介護サービスの利用を希望する方は、市区町村の窓口で「要介護（要支援）認定」の申請をします（地域包括支援センター（下記参照）などで手続きを代行している場合があります）。また、申請の際、「介護保険の被保険者証」が必要となります。

※ 第2号被保険者の場合は、「医療保険者の被保険者証」も必要です。

② 要介護認定の調査、判定などが行われ、認定結果が通知されます

■ 認定調査・主治医意見書

市区町村の職員などの認定調査員がご自宅を訪問し、心身の状況について本人やご家族から聞き取りなどの調査を行います。調査の内容は全国共通です。また、市区町村から直接、主治医（かかりつけ医）に医学的見地から、心身の状況について意見書を作成してもらいます（市区町村から直接依頼）。

■ 審査・判定

認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、保険・福祉・医療の学識経験者による「介護認定審査会」で審査し、どのくらいの介護が必要か判定します。要介護度は要介護1～5または要支援1、2のいずれかとなります。

また、第2号被保険者は、要介護（要支援）状態に該当し、その状態が「特定疾病（P1参照）」によって生じた場合に認定されます。

■ 認定結果

原則として申請から30日以内に、市区町村から認定結果が通知されます。

③ ケアプランを作成します

要介護1～5と認定された方は、在宅で介護サービスを利用する場合、居宅介護支援事業者と契約し、その事業者のケアマネジャーに依頼して、利用するサービスを決め、介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。施設へ入所を希望する場合は、希望する施設に直接申し込みます。要支援1・2と認定された方は、介護予防支援事業者と契約し、その事業者の職員が介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成します。

④ サービスを利用します

サービス事業者へ「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」を提示して、ケアプランに基づいた居宅サービスや施設サービスを利用します。利用者負担は1割～3割※です。

※ 65歳以上の第1号被保険者については、以下の方を除き1割負担です（第2号被保険者は、所得に関わらず1割負担）

- ・「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入＋その他の合計所得金額280万円（第1号被保険者2人以上：346万円）以上」の方は2割負担
- ・「合計所得金額220万円以上」かつ「年金収入＋その他の合計所得金額340万円（第1号被保険者2人以上：463万円）以上」の方は3割負担

※ このほか要介護（要支援）認定を受けていない方も利用できる介護予防・日常生活支援サービスがあります。

地域包括支援センターとは

1. 地域の人々の健康、安心、暮らしを支援します

地域の高齢者が健康で安心して暮らせるように、保健・医療・福祉の面から総合的に支援するための機関です。市区町村や、市区町村が委託する組織により公的に運営されており、市区町村に1つ以上設置されています。

介護についての不安や悩みについて、安心して相談することができ、相談・支援は無料です。市区町村のホームページなどで、お住まいの地域の地域包括支援センターをご確認ください。（地域によっては、地域包括支援センターの名称が異なる場合があります）

2. 高齢の家族の生活に関することや介護のこと、仕事との両立の悩みなど幅広く対応しています

地域包括支援センターには、医療、福祉、介護の専門家である保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどのスタッフがいます。得意分野を生かして連携を取りながら、相談の内容に応じて、制度の概要の説明や相談窓口の紹介など、具体的な解決策の提案をします。また、必要であれば関係機関と連携し、介護サービスや、さまざまな制度が利用できるよう、支援します。

※ ご自身やご家族の介護のことで不安なことがあれば、迷わずお住まいの市区町村の地域包括支援センターにご相談ください。地域の高齢者の健康づくりや高齢者の権利を守ること、暮らしやすい地域づくりなども地域包括支援センターの役割です。



現在、介護を理由として離職する方が毎年約10万人いと言われています。
政府は、仕事と介護の両立に向けて、必要な介護サービスの確保を図るとともに、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備に取り組んでいます。

仕事と介護の両立のための制度

育児・介護休業法で定められた制度について一部紹介します。法律の詳細は「育児・介護休業法のあらまし」（詳細は「主な参照先URL」欄に記載）を参照するか、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。また、勤務先の制度については勤務先の人事・総務担当に相談してください。

介護休業の期間は、「仕事と介護を両立させるための体制を整えるための期間」として位置づけられています。介護休業期間を介護保険サービスを受けるための準備期間としても活用し、仕事と介護を両立させるための体制を整えていきましょう。

1. 介護休業制度

介護が必要な家族1人につき、通算して93日まで、3回を上限に分割して休業できる制度で、労働者から会社に申し出ることで利用できます。

また、介護休業期間中は、要件を満たせば雇用保険から休業前の賃金の67%が支給されます（介護休業給付金）。

2. 介護休暇制度

介護が必要な家族1人につき、1年度に5日まで、対象家族が2人以上の場合は1年度に10日まで、介護休業や年次有給休暇とは別に1日単位、半日単位または時間単位で休暇を取得でき、労働者から会社に申し出ることで利用できます。

3. 介護のための短時間勤務等の制度

事業主は以下のa～dのいずれかの制度（介護が必要な家族1人につき利用開始から3年間で2回以上の利用が可能な制度）を作らなければならないことになっています。

- a 短時間勤務の制度：日単位、週単位、月単位などで勤務時間や勤務日数の短縮を行う制度です。
- b フレックスタイム制度：3か月以内の一定の期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各自の始業・終業時刻を自分で決めて働く制度です。
- c 時差出勤の制度：1日の労働時間は変えずに、所定の始業時刻と終業時刻を早めたり、遅くしたりする制度です。
- d 労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度

4. 介護のための所定外労働の制限（残業免除の制度）

介護終了まで利用できる残業免除の制度で、労働者から会社に申し出ることで利用できます。

介護の相談窓口等について

お問い合わせ先

- ・市区町村の介護保険担当課：介護に関する全般的な相談や介護保険を利用する場合の手続きなど
- ・地域包括支援センター：高齢者の日常生活に関する困りごとや介護の予防に関する相談など
- ・都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）：育児・介護休業法に関する相談など
- ・ハローワーク：介護休業給付の申請手続きなど
- ・若年性認知症支援コーディネーター：若年性認知症に関する相談など

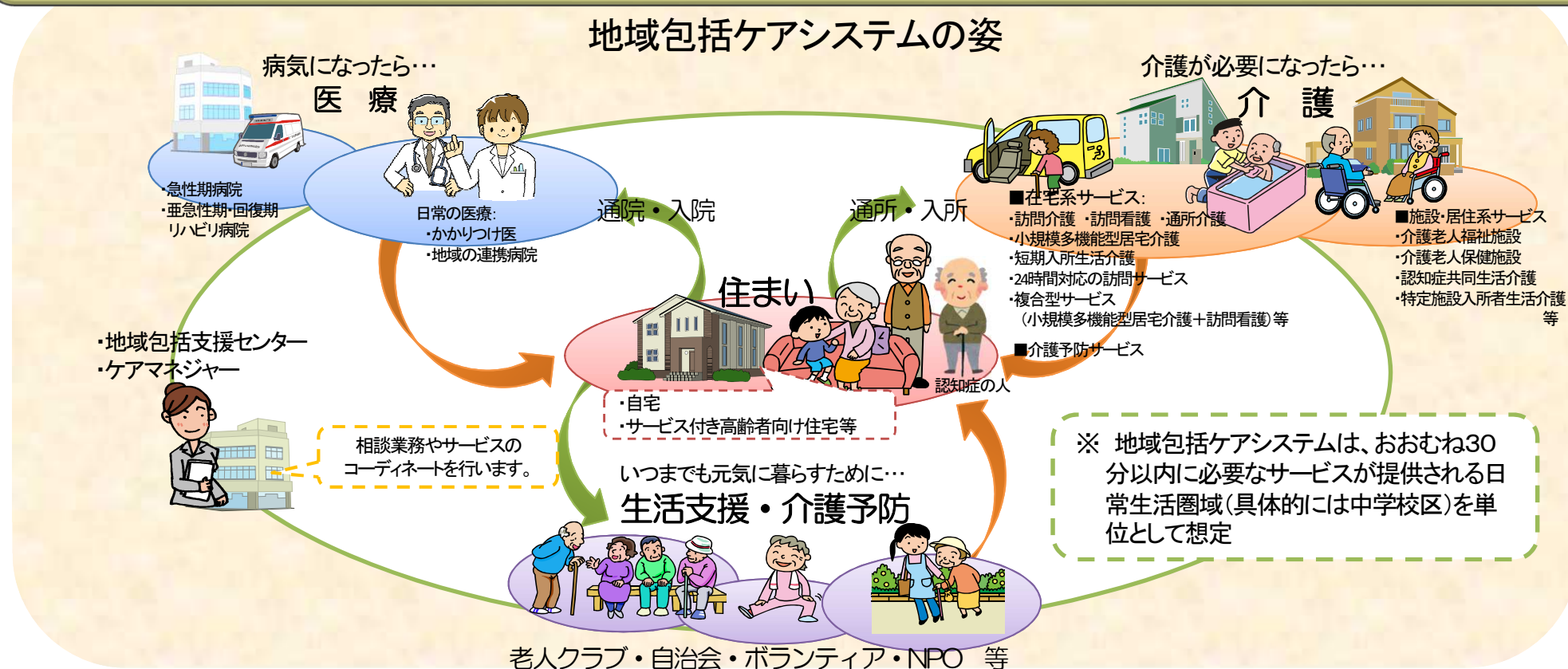
主な参照先URL

介護保険制度の概要	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/index.html 介護保険制度の概要について、厚生労働省ホームページにおいて紹介しています
介護サービス情報公表システム	https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/ 地域包括支援センター、介護サービス事業所を検索できます。
介護の地域窓口	https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/kaigo/madoguchi/ 市町村の介護に関する窓口を公表しています。
育児・介護休業法のあらまし	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103504.html 育児介護休業等の概要、対象となる従業員、手続き方法などをパンフレットにまとめています。
介護休業給付について	https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_continue.html 介護休業給付の受給要件、申請方法などをまとめています。
仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン	https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kaigo/kaigo_guideline.html 仕事と介護の両立支援を、企業経営者が先導して取り組む必要がある背景や進め方のポイントなどをまとめています。
若年性認知症コールセンター	https://y-ninchisyotel.net/ 若年性認知症や若年性認知症支援に関する相談窓口をまとめています。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



認知症かな？と思ったら

三重県認知症コールセンター

認知症の介護の悩み、認知症の医療、介護サービスの利用方法など、さまざまな相談をお聴きします。

“ひとりで悩まず” “抱えこまず”お電話ください。

ご相談は、認知症の介護経験者等がお受けいたします。

なお、秘密は厳守いたします。

よいうろご

電話： 059-235-4165 (三重県認知症コールセンターチラシ)

開設日：月曜日から土曜日（ただし水曜日、祝日、年末年始は除く。）

時間：10時から18時

相談担当 認知症の介護経験者等のコールセンタースタッフ

本ページに関する問い合わせ先

三重県 医療保健部 長寿介護課 地域包括ケア推進班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁4階）

電話番号：059-224-3327 ファクス番号：059-224-2919 メールアドレス：chojus@pref.mie.lg.jp

認知症かな？と思ったら

認知症疾患医療センター

三重県では、認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、「認知症疾患医療センター」を指定しています。

三重県全体の認知症医療の拠点である「基幹型認知症疾患医療センター」を1か所、二次医療圏ごとに「地域型認知症疾患医療センター」を4か所指定しており、さらに地域医療構想8区域のなかで基幹型・地域型認知症疾患医療センターの指定がない4区域に「連携型認知症疾患医療センター」を指定しています。

認知症疾患医療センターは、認知症の専門医療の提供、専門医療相談等を行います。また、地域の医療・介護関係者への研修を行うことなどにより、地域における医療と介護の連携の中核としての機能を果たします。

基幹型認知症疾患医療センター

施設名	所在地	電話番号
<u>国立大学法人三重大学医学部附属病院</u>	津市江戸橋2丁目174	059-231-6029 月～金 10:00～12:30 13:30～15:30

・ [基幹型認知症疾患医療センター電話相談のご案内（PDF）](#)

地域型認知症疾患医療センター

施設名	所在地	電話番号
<u>医療法人康誠会 東員病院</u>	員弁郡東員町大字穴太2400	0594-41-2383 月～金 9:00～17:00
<u>県立こころの医療センター</u>	津市城山1-12-1	059-235-2125 月～金 8:30～16:00
<u>松阪厚生病院</u>	松阪市久保町1927-2	0598-29-4522 月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00
<u>医療法人紀南会 熊野病院</u>	熊野市久生屋町868	0597-88-1123 月～金 9:30～16:30

連携型認知症疾患医療センター

Q15 掲載資料

施設名	所在地	電話番号
<u>医療法人社団 三原クリニック</u>	四日市市日永西三丁目1番21号	059-347-1611 月～金（木曜除く）9:00～12:00 16:00～19:00 土 9:00～12:00 13:30～16:00
<u>ますずがわ神経内科クリニック</u>	鈴鹿市飯野寺家町817-3	059-369-0001 月～土（木曜除く）8:30～12:00 14:30～18:00
<u>一般財団法人信貴山病院分院 上野病院</u>	伊賀市四十九町2888	0595-21-5010 月～土 9:00～11:30 13:00～16:00
<u>医療法人 いせ山川クリニック</u>	伊勢市小木町557	0596-31-0031 月～金（木曜除く）9:00～12:30 15:00～18:00 土 9:00～12:30 14:30～17:00 （受付は診療時間30分前まで）

本ページに関する問い合わせ先

三重県 医療保健部 長寿介護課 地域包括ケア推進班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁4階）

電話番号：059-224-3327 ファクス番号：059-224-2919 メールアドレス：chojus@pref.mie.lg.jp